

平成26年7月8日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳 様

株式会社新大阪互助会  
代表取締役 谷 川 健 男

## ご 回 答

貴法人よりの2014年6月12日付「再お問い合わせ」の件につきまして、弊社、真摯に検討させていただきました結果、現時点での弊社の考え、意見を次の通りご回答申し上げます。

### 記

#### 1. 「募集費について」のご質問に対して

これについては、弊社は、「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会・報告書」においても、すべて一律に一切の募集費が除外されるとまで言っておらず、つまり、種々の観点から募集費の中の一部の費用が当該契約との関連性があると判断されるような場合まで解約に伴う損害とは認めないという趣旨ではないと理解しております。

従いまして、弊社としましては、当該契約と関連性があると判断されるものに限って試算したものが■■■■■■■■■■円でありますので、これが上記報告に相反するものとは思いません。

#### 2. 「入会手続き費について」のご質問に対して

弊社の考えとしましては、契約手続に従事する外務員が現実に携わる契約手続業務に対して弊社が支払う賃金が入会手続き費に含まれることは当然でありまして、ということは、取りも直さず入会手続き費は解除に伴う損害に含まれるということになります。

従いまして、解約手数料としてこの賃金支払いの人件費を控除することには何ら問題はないと思料いたします。

3. 「解約手続費について」のご質問に対して

弊社は、上記2項の回答と同様の考えに立ちまして、現実には解約手続に従事する担当職員の賃金は弊社が実際に支払っている経費でありますので、当該契約の解約に携わった担当職員の人件費は解除に伴う損害に含まれることは当然の理であると思料いたします。

4. 「特定商取引に関する法律第10条1項4号に関して」のご質問に対して

弊社は、貴団体のご指摘の「訪問販売」により締結される契約の解約に限っては、貴団体の今回のご見解に正面切って反対するつもりはありません。

従いましては、弊社としましては、現在、この点を踏まえて「訪問販売により締結された契約」の解約に限り、解約手続に要する人件費は控除しない方向で対処して運用したいと考えております。

5. 「契約獲得件数のうち、訪問販売の割合について」のご質問に対して

弊社の「訪問販売」による契約は、約50%でございます。

以 上